

お客さま各位

正栄不動産株式会社

ご契約に際しての本人確認に関するお願い

平成20年3月1日より「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」）が施行され、不動産売買契約の締結に際してお取引当事者等に本人確認及びその確認書類の保存の義務が課せられました。

これに伴いまして、正栄不動産株式会社においては不動産売買契約締結に際し、お客さまのご本人確認をさせていただきます。大変恐縮ですが、お客さまには当該法律の趣旨・内容を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

個人のお客さまの場合

不動産売買契約を締結する前までに以下の書類の原本を提示いただくと共にお客さま（当事者・複数の場合は全員分）の本人確認を行わせていただきます。原則としてご提示いただきました本人確認書類のコピーを取得させていただきますのでご了承ください。

- (1) 運転免許証
- (2) パスポート
- (3) 健康保険証
- (4) 住民基本台帳カード（写真添付のもの）
- (5) 外国人登録証明書

法人のお客さまの場合

不動産売買契約を締結する前までに以下の書類の原本を提示いただくと共にお客さま（法人）の代表者及びその取引の任にあたる方の本人確認を行わせていただきます。原則としてご提示いただきました本人確認書類のコピーを取得させていただきますのでご了承ください。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 印鑑登録証明書

代表者及びその取引の任にあたる方は上記「個人のお客さまの場合」と同じ。

代理人の方の場合

不動産売買契約を締結する前までに以下の書類の原本を提示いただくと共にお客さまご本人及び代理人の方の本人確認を行わせていただきます。原則としてご提示いただきました本人確認書類のコピーを取得させていただきますのでご了承ください。

- (1) 有効な権限を記した委任状（お客さま本人のご署名及び捺印（実印）のもの・原本）
- (2) お客さまご本人の印鑑証明書（原本）
- (3) お客さま・代理人の方の本人確認書類（上記「個人のお客さまの場合」に同じ）

本人確認書類は氏名・現住所・生年月日が記されているもの（顔写真のあるもの）

本人確認書類は有効期限内のもの。

本人確認書類のコピー・委任状（代理）・印鑑証明書（代理）はお返しできません。

以上